法第十七条第一項	新型コロナウイルス感染症
法第十八条第一項	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十九条第一項	新型コロナウイルス感染症
法第十九条第一項ただし書	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）に
法第十九条第三項	感染症指定医療機関
法第二十条第一項	感染症指定医療機関
法第二十条第二項	感染症指定医療機関
法第二十一条	感染症指定医療機関
法第二十二条第一項及び第二項	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失した
法第二十二条第四項	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有しているかどうか又は当該感染症の症状が消失したかどうか
法第二十四条第三項第一号	第二十条第一項
	同条第四項
	延長
法第二十四条第三項第二号	第十九条第七項

法第二十六条の三第一項及び第二項並びに第二十六条の四第一項及び第二項	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症
法第二十七条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症
法第二十八条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症
法第二十九条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症
法第三十条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症
法第三十四条	前条
法第三十五条第一項	第三十三条
	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が
	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者
法第三十五条第四項	準用する。この場合において、第一項中「、三類感染症、四類感染症若しくは」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。
法第三十五条第五項	、第二十九条第二項又は第三十一条第二項
法第三十六条第一項	、第三十条第一項又は第三十一条第一項
法第三十七条第一項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条
	患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）
法第三十八条第三項	前二条
	感染症の患者及び新感染症の所見がある者

新型コロナウイルス感染症	
新型コロナウイルス感染症	
新型コロナウイルス感染症	
新型コロナウイルス感染症	
新型コロナウイルス感染症	
第三十条	
第三十三条	
新型コロナウイルス感染症の患者が	
新型コロナウイルス感染症の患者	
準用する。	
又は第二十九条第二項	
又は第三十条第一項	
又は第二十条	
患者	
第三十七条	
新型コロナウイルス感染症の患者	